

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 上梶原造林事業（地拵作業外2）請負
- 2 履行場所 福岡県那珂川市 上梶原国有林122ち林小班外1
別紙 図面のとおり
- 3 事業内容 地拵作業 7.37ha
植付作業 7.37ha
保育間伐作業 1.92ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日 から
令和9年2月26日 まで
(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙、事業内訳書のとおり)
- 5 作業仕様 別紙、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

- 7 選択条項
別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

9 特約事項

- (1) 別紙 特約事項・特記仕様書のとおり。
(2) 使用する材料は、別紙、特記事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 福岡森林管理署長 門脇大輔
と 請負者 ○○○○○○ ○○○○ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、
本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事
業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する
ものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書
により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年○○月○○日

発注者 住 所 福岡県福岡市早良区百道1-16-29

分任支出負担行為担当官
福岡森林管理署長 門脇 大輔 印

請負者 住 所 ○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印

【注】 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の

欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】請負者

〇〇共同事業体

代表者

〇〇林業株式会社

住所 〇〇市〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇林業株式会社

住所 〇〇市〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

作業内訳書

[illegible]

【注】 1. 地拵作業及び獣害防止ネット設置作業については、植付作業の期限を遵守できる期間とすること。

2. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

3. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。

4. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

特約事項内訳書

記入 番号	林小班		作業種	作業区分	契約面積 (延長)	使用材料等			備考
						品名	品質規格	数量	
1	122	ち	植付	普通方形植	5.57 ha	スギ (コンテナ苗)	1～2年生 根元径 5.0mm以上 苗長 35cm以上	10,100 本	
					1.80 ha	ヒノキ (コンテナ苗)	2年生以上 根元径 5.0mm以上 苗長 35cm以上	3,300 本	

地拵作業仕様書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径５０ｃｍの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

（５）根株除去地拵

根株については機械等による除去をおこなうとともに、末木枝条等と併せて区域内の指定された箇所まで運搬・棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

根株及び末木枝条等の棚積みの方法については、監督職員の指示によること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

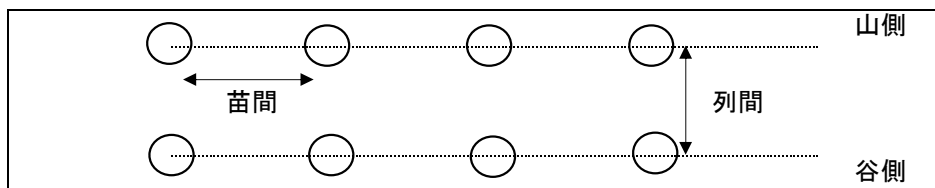
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	植付方法	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
			苗間	列間	
スギ	1,813	普通方形植	2.35m	2.35m	
ヒノキ	1,833	普通方形植	2.34m	2.34m	

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。
- (3) 筋刈が容易になるよう、植栽列は等高線に沿うようにし、できるだけ孫列を作らないこと。
- (4) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植栽困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

保育間伐作業仕様書

1. 作業方法等

間伐木は、植栽木の生長を阻害しているもの及び、今後障害となるおそれのあるもの並びに存置する価値のない植栽木を間伐し、植栽木の生長を促すものとする。

- （１）伐採の際に植栽木を損傷しないよう注意すること。
- （２）造林木に巻きついたつるは根元を切断し、植栽木の生育を阻害するおそれのないように処理すること。

2. 留意事項

- （１）貴重樹は、極力保残すること。
- （２）請負者が選木する場合の間伐では、主として被圧木、枯損木、曲がり木等将来成林の見込みがないものから選木し、選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないよう選木すること。
- （３）間伐木で、造林木の生育を阻害するおそれのあるかかり木は、地面に引き落としておくこと。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}}$$

※補正係数は 1.2 とする。

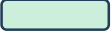
特記仕様書等

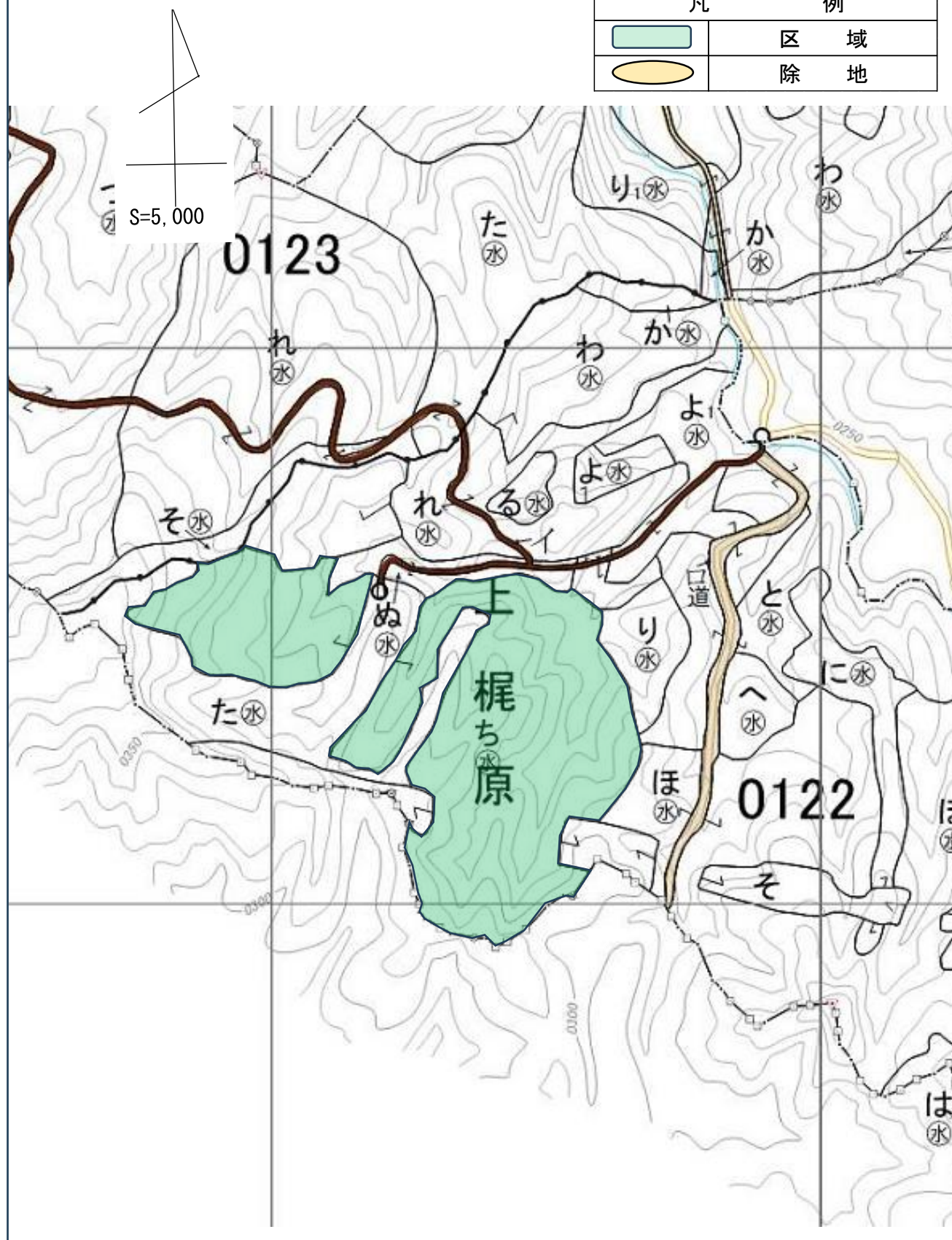
安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

令和8年度 造林事業請負箇所実測図兼位置図

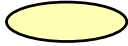
作業種	国有林名	林小班	区域面積	控除面積	契約面積
地拵	上梶原	122ち	7.37		7.37
植付	上梶原	122ち	7.37		7.37

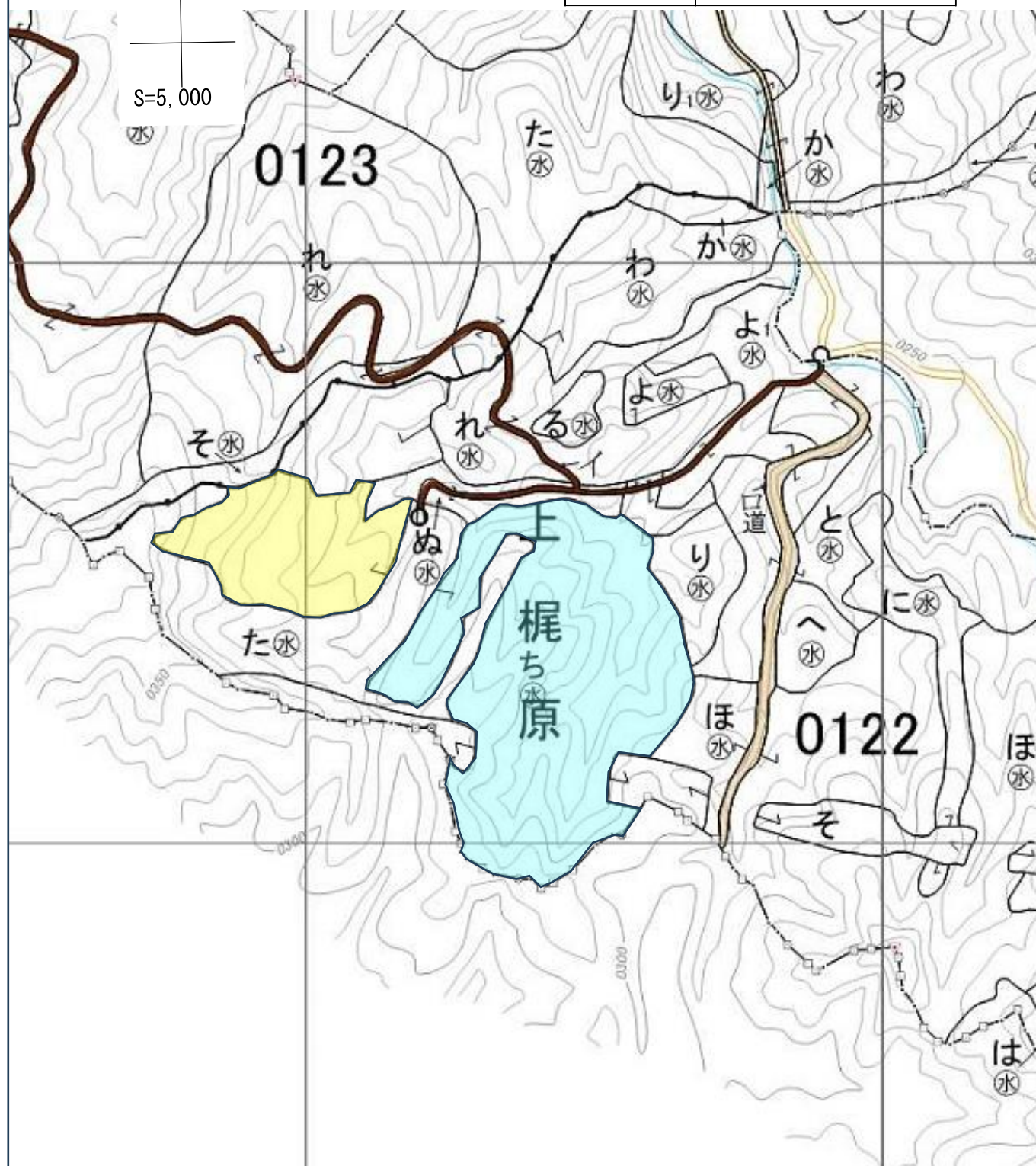
凡	例
	区 域
	除 地



令和8年度 造林事業請負箇所位置図（樹種別）

作業種	国有林名	林小班	区域面積	控除面積	契約面積	契約面積
植付	上梶原	122ち	5.57		5.57	スギ
植付	上梶原	122ち	1.80		1.80	ヒノキ
			7.37		7.37	

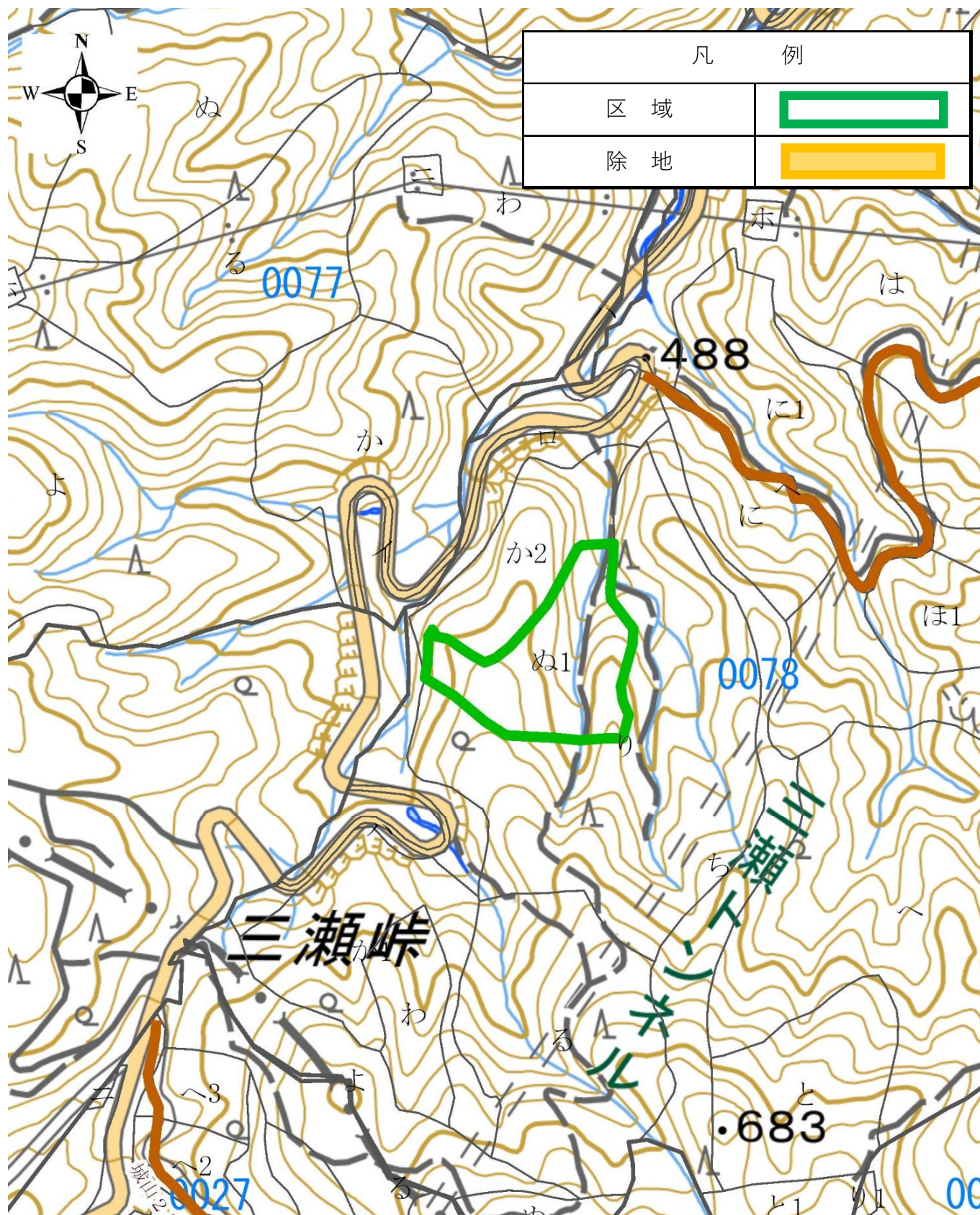
凡	例
	ヒノキコンテナ苗
	スギコンテナ苗



令和8年度 造林事業請負箇所実測図兼位置図

縮尺 = 1/5,000

作業種	国有林	林小班	区域面積	控除面積	契約面積
保育間伐（存置型）	曲渚山	78ぬ1	1.92		1.92



特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

A S Fは、A S Fウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

A S F対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。